

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2004-533535(P2004-533535A)

【公表日】平成16年11月4日(2004.11.4)

【年通号数】公開・登録公報2004-043

【出願番号】特願2003-510740(P2003-510740)

【国際特許分類】

C 0 9 K 3/10 (2006.01)

F 1 6 J 15/10 (2006.01)

F 1 6 J 15/12 (2006.01)

【F I】

C 0 9 K 3/10 Q

F 1 6 J 15/10 F

F 1 6 J 15/10 X

F 1 6 J 15/12 A

【手続補正書】

【提出日】平成17年6月30日(2005.6.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項8】

前記シール用ホイルはシール用ホイルとして使用される前に少なくとも部分的に乾燥している請求項1または3に記載の方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項9】

シール用ホイルは製造工程の使用時に、少量の水分を含んでいる請求項1、3及び8のいずれか一項に記載の方法。

【手続補正3】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項10

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項10】

シール用ホイルは前記シール用ホイルが形成される形成シートからの除去時に少量の水分を含んでいる請求項1、3、8及び9のいずれか一項に記載の方法。

【手続補正4】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項12

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項12】

前記乾燥工程（b）の前に前記湿ったシール用ホイル材料の固体成分が該材料の20乃至70重量%の範囲となる請求項1に記載の方法により製造されたシール用ホイルを含むガスケット。

【手続補正5】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項13

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項13】

前記湿ったシール用ホイル層材料の生地は50乃至135の間の温度にて乾燥される請求項1、3、8、9及び10のいずれか一項に記載の方法。

【手続補正6】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項14

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項14】

前記弾性材料は、ガスで剥離されたバーミキュライトの粒子からなる請求項1、3、8、9、10及び13のいずれか一項に記載の方法。

【手続補正7】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項15

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項15】

使用される材料が破碎されるか、又は粒子径が低減されている請求項14に記載の方法。